

町営牧場跡地の町有農地の適正な利用を通じて、地域の農業振興に資するため、次の町有財産を貸付けますので、旧町営牧場婦美二地区利活用事業事務取扱要綱(平成31年訓令第5号)第5条の規定に基づき公告します。

平成31年4月25日

積丹町長 松井秀紀

1 貸付物件(別添『貸付物件(土地)位置図』のとおり)

番号	所在	面積	用途
1	積丹郡積丹町大字婦美町字婦美 400 番	81.4haのうち 51.8ha	農用地 (採草放牧地)
2	積丹郡積丹町大字婦美町字婦美 401 番 1		
3	積丹郡積丹町大字婦美町字婦美 404 番		
4	積丹郡積丹町大字婦美町字婦美 422 番 3		
5	積丹郡積丹町大字婦美町字婦美 422 番 4		
6	積丹郡積丹町大字婦美町字婦美 425 番 3		
7	積丹郡積丹町大字婦美町字婦美 791 番		
8	積丹郡積丹町大字婦美町字婦美 792 番		
9	積丹郡積丹町大字婦美町字婦美 793 番		

2 附帯施設の供与

(1) 農地等に附帯する牧場附帯施設(以下「附帯施設」という。)の名称及び数量は次のとおりとします。

名称	数量	単位	備考
隔障物	2,704	m	
パドック	2	箇所	
避難舎	3	棟	
水飲み場	7	箇所	給水施設
水中ポンプ	1	基	給水施設
配水槽	1	基	給水施設
給水管	1,100	m	給水施設
配水管	1,620	m	給水施設

(2) 附帯施設は借受人に現状有姿で無償供与します。

3 貸付物件等の管理

(1) 借受人は、貸付物件及び附帯施設(以下「貸付物件等」という。)の善良な維持管理に努めるものとし、貸付物件等の維持管理に要する費用及び補修又は更新に係る費用を負担します。

(2) 借受人の責任により滅失又は毀損した貸付物件等の補修又は更新に係る費用については、借受人の負担とします。

3 申込みの受付期間及び場所

- (1) 期 間 平成31年4月26日（金）から令和31年5月17日（金）までいずれも開庁日の午前9時00分から午後5時00分まで
- (2) 場 所 積丹郡積丹町大字美国町字船澗48番地5 積丹町役場農林水産課
- (3) 方 法 持参又は郵送（但し、申請書及び添付書類に不備等がある場合は、申請書の受理はしません。）
- (4) 申請書類
 - ① 普通財産貸付申請書（積丹町財務規則別記第51号様式）
 - ② 農用地利用計画書（別記様式第1号）
 - ③ 誓約書（別記様式第2号）
 - ④ 直近3年間の収支決算書
 - ⑤ 法人登記簿謄本
 - ⑥ 国税、都道府県税及び市町村税納税証明書
 - ⑦ 土地利用計画書及び平面図（採草放牧地以外の利用をする場合）
 - ⑧ その他必要と認める書類

4 貸付期間

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づく町議会の議決があった日から令和21年3月31日までとします。

5 指定用途

借受人は、貸付物件を原則採草放牧地として利用することとします。ただし、町長の承認を得た場合は、畑及び畜舎等農業関連施設用地として利用することができます。

6 貸付料

貸付料は年259,000円とします。ただし、貸付開始日から令和11年3月31日までの貸付料は無償とします。

7 借受対象者

貸付物件の借受の対象者は次の各号の全てに該当する農業生産法人とします。

- (1) 提案した貸付申請書等に基づき当該農地を利用する能力を有していると認められること。
- (2) 市町村税若しくは都道府県税又は法人税、消費税等国税の滞納がないこと。
- (3) 会社更生法に定める更生手続又は民事再生法に定める再生手続を行っていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が経営に関与していないこと。
- (5) 町内に事業所を設置している、または設置する見込みであること。

8 選考委員会の設置

公募による借受人候補者の選定を適正に行うため、旧町営牧場婦美二地区利活用事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、選考委員会は必要に応じ申請者の出席を求め聞き取り調査を行います。

9 借受人候補者の選考

農用地利用計画書の内容、聞き取り調査及び次の各号に掲げる項目について審査した上で借受人候補者を選考します。

- (1) 実現性の確保
- (2) 事業の継続性
- (3) 事業の発展性
- (4) 地域への波及効果
- (5) 自然環境への配慮

10 借受人の決定

町長は、選考委員会の結果に基づき借受人を決定し、申請者に通知します。

11 契約の締結

町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づく町議会の議決があったときは、借受人と普通財産貸付契約書（別記様式第3号。以下「契約書」という。）により契約を締結するものとします。

12 主な契約事項

(1) 権利譲渡等

借受人は、貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し又は貸付物件を第三者に転貸することはできません。

(2) 契約の解除

町長は、借受人が契約書に定める義務に違反した場合及び貸付物件等の管理が良好でないと認める場合には、当該契約の全部又は一部を解除することができます。

町長は、前項の規定により当該契約を解除した場合は、これにより借受人に生じた損害について、何らの賠償又は補償をしません。

借受人は、町長が第1項の規定により当該契約を解除した場合において、積丹町に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとします。

(3) 途中解約

町長又は借受人が、当該契約期間内において当該契約を解除しようとするときは、6カ月前までに相手方に通知しなければなりません。

(4) 原状回復等

借受人は、貸付期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、貸付物件等を原状に復して町長の指定する期日までに返還しなければなりません。ただし、町長が貸付物件等を原状に復させることが適当でないと認めたときは、この限りではありません。

(5) 損害賠償

町長は、借受人が保全義務を履行しないために損害を受けたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、借受人に請求することができます。

借受人は、貸付物件の使用により第三者に損害を及ぼす恐れがある場合は、借受人の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼした場合は、借受人の責任において賠償しなければなりません。

(6) 有益費等の請求権の放棄

借受人は、貸付期間が満了した場合又は契約を解除された場合において貸付物件を町長に返還するときは、それまで貸付物件に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、これを町長に対し請求できないものとします。

1.3 貸付に係るスケジュール

時 期	内 容
5月20日	・応募締切
5月中旬～下旬	・聞き取り調査の実施 ・借受人の決定
6月上旬～中旬	・普通財産減額貸付議案付議（町議会） ・賃貸借契約締結 ・農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画付議（町農業委員会）
6月中旬	・利用開始

※議会及び農業委員会の開会日により変更となる場合があります。

1.4 問い合わせ先

積丹郡積丹町大字美国町字船澗48番地5

積丹町役場農林水産課

TEL : 0135-44-3382

FAX : 0135-44-2125

e-mail : nourin@town.shakotan.lg.jp

URL : <http://town-shakotan.com/>